

熊本都市計画地区計画の決定（合志市決定）

都市計画過怠松地区計画を次のように決定する。

<p>名 称</p>	<p>過怠松地区計画</p>
<p>位 置</p>	<p>合志市須屋字過怠松の一部</p>
<p>面 積</p>	<p>約 0.5 ha</p>
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は市の南部に位置し、市街化区域から連なる既成住宅地に隣接している。</p> <p>周辺に熊本再春荘病院などの医療施設やみずき台テニスコート、みずき台グラウンドなどの社会体育施設が立地している環境を活かし、ゆとりと潤いのある快適な住宅地の創出を目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>周囲の既存住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、公園や下水道など都市基盤の整った良好な住宅地の計画的な誘導を図る。</p> <p>地区施設の整備方針</p> <p>区域東側の市道を幅員6mに拡幅し接続道路とし、地区施設として幅員6mの道路を整備する。</p> <p>また地区北西側に公園、南東側に調整池を設置する。</p> <p>建築物等の整備方針</p> <p>土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように誘導する。</p>

地区整備計画	配地区及び施設規模の	道路	街区道路（幅員 6.0m）延長 約 202 m
		公園・緑地	公園 面積 約 301 m <sup>2</sup>
	地区の区分	地区の名称	住宅地区
		地区の面積	約 0.5 ha
	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅（長屋を含む）及び兼用住宅に限る（長屋の場合は、2戸以下かつ1住戸専用面積が72 m <sup>2</sup> 以上のものに限る）	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8 / 10	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4 / 10	
	建築物の敷地面積の最低限度	230 m <sup>2</sup>	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
	建築物等の高さの最高限度	10 m	
建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2 mを超える門若しくは塀の面から隣地及び道路の境界までの距離を1 m以上とする		
垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする		
備考	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第2（い）項第2号に規定するものに限る		

「区域は計画図表示のとおり」